

令和6年度から森林環境税（国税）が課税されます

◆森林環境税について

森林環境譲与税の財源として、令和6年度から森林環境税（国税）が個人住民税均等割に上乗せして1人年間千円ずつ徴収されます。また、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

なお、震災対策事業などの財源を確保するために、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的措置で個人住民税の均等割に千円が加算されていましたが、この賦課徴収は終了するため、令和6年度以降の均等割および森林環境税の合計額は令和5年度までの均等割合計額と変更はありません。

知っていますか？森林環境税と森林環境譲与税

日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や、土砂崩れ・浸水といった自然災害を防ぐための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）と森林環境譲与税が創設されました。

令和6年度以降の税額について

令和5年度まで		令和6年度から	
市民税均等割	3,500円	市民税均等割	3,000円
県民税均等割	2,000円	県民税均等割	1,500円
		森林環境税	1,000円
合計	5,500円	合計	5,500円

森林環境税がかからない人

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・本人が障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用を受けている場合、または未成年者の場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年中の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の人
 $28万円 \times (本人 + 扶養親族) + 10万円 + 16.8万円$
※16.8万円は控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ加算。

本市における森林環境譲与税に関する取り組みについて
 森林環境譲与税の使途区分は主に、【森林整備】【人材育成】【木材の利用や普及啓発】の3つに分けられています。

区分	本市における取り組み事例（令和6年度実施予定分）
森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐、下刈り、再造林を、曾於地区森林組合をとおして実施する森林所有者への補助 ・森林所有者への管理状況などに関するアンケートの実施 ・人工林管理が難しい森林所有者からの管理権受託 ・森林現地調査システムの導入 ・森林パトロール車の購入 ・林道維持管理費など
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・森林パトロール員の雇用
木材の利用や普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材利用新築への一部交付金支給 ・小学校図書室の木製閲覧机購入 ・公園内の木造吊り橋の改修工事 ・合同結婚式木製記念品

◆森林環境譲与税について

「森林環境譲与税」は、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積・林業就業人数および人口を基準として、令和6年度からの「森林環境税」の課税に先立ち、令和元年度から譲与されています。

法律に基づき、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林の整備や整備の促進に関する費用に充てることができることとされています。

- 問い合わせ先…Tel.4741111
- 税に関すること ④ 税務課 課税グループ
- 譲与税の使い道に関すること ④ 耕地林務水産課 林務水産グループ

TOPIC

令和7年度鳥獣被害対策実践事業（整備事業）に係る公募

国の補助事業を活用し、鳥獣被害防止柵（ワイヤーメッシュ柵）を整備しています。設置を希望される方は事業実施要望書などの必要書類の提出をお願いします。

◆補助内容

地区団体が主体となつて行う防止柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置に対し、資材費の定額補助を行います。

◆補助条件

- 1地区あたり農家戸数3戸以上。
- 耕作している農地で鳥獣被害を受けていること。
- 申請する農地に国・県の助成事業で防止柵などを設置したことがないこと。
- 設置する土地の所有者の同意が得られていること。
- 受益者自ら設置および管理すること。
- ◆ 提出するもの
 - 事業実施要望書、受益者（実施者）名簿、土地所有者承諾書、設置位置図
- ◆ 注意事項
 - すべての応募者が採択とならない



場合があります。

- 要望の採択にあたっては聞き取りや現地調査などを行います。
- 設置前の草刈り、設置後の維持管理を行っていただく必要があります。
- 設置、草刈り、維持管理の際は、万一の事故に備えてボランティア保険などへ団体登録を行ってください。
- 設置後、14年間移設や撤去はできません。
- ◆ 公募期間
 - 5月13日（月）から24日（金）まで
 - 詳しくは、市ホームページで確認してください。
- 問い合わせ先…
 - ④ 農政畜産課 作物グループ
 - Tel.4741111（内線420）

TOPIC

鳥獣害による被害が発生したら（お知らせ）

市では鳥獣害（イノシシ、アナグマなど）により被災した農地に対して復旧工事にかかった経費の一部を助成します。

農地（田・畑など）は個人の財産であり、個人で管理することが原則ですが、近年、鳥獣害による被害は年々増加し、市内各地の農地が被害を受けています。

自主防衛の方法としては電気柵やワイヤーメッシュ柵などで防ぐことが最善策ですが、予期せぬ被害は、生産者の生産意欲の減退にも影響することから、新たに復旧費用に対する定率の補助金制度を創設しました。

- 制度の内容は、次のとおりです。
- ① 提出された見積費用に対し、3分の1以内（事業費40万円が限度）を助成します。
- ② 当該年度につき、1回場に対して1回限りの助成となります。

【鳥獣害による被害の状況】



- 問い合わせ先…
 - ④ 耕地林務水産課 耕地グループ
 - Tel.4741111
- ④ 産業建設課 産業建設グループ
 - Tel.4721111
- ④ 産業建設課 産業建設グループ
 - Tel.4871211
 - (内線252・253)